



a 0 7 0 2 0 0 0 0 a

平成 2 9 年 保 育 士 試 験 (前 期) 問 題

教 育 原 理

(選 択 式 1 0 問)

指示があるまで開かないこと

解答用紙記入上の注意事項

- 1 解答用紙と受験票の受験番号が同じであるか、カナ氏名・科目名を確認し、誤りがある場合は手を挙げて監督員に申し出ること。
- 2 漢字氏名を必ず記入すること。
- 3 解答用紙は、折り曲げたりメモやチェック等の書き込みをしないこと。
- 4 鉛筆またはシャープペンシル (HB～B) で、濃くはっきりとマークすること。
正しく記入・マークされていない場合は、採点できないことがあります。

(良い例) … ● (濃くマークすること。はみだしは厳禁)

(悪い例) … ○ ● ⊗ ⊘ ⊕ ⊖ ⊙ ⊚

- 5 各問に対し、2つ以上マークした場合は不正解とする。
- 6 訂正する場合は、「消しゴム」であとが残らないように消すこと。

問1 次の文は、「教育基本法」第2条の一部である。(A) ~ (C) にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と (A) を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、(B) を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、(C) の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(組み合わせ)

	A	B	C
1	道徳心	創造性	公共
2	道徳心	探究心	遵法
3	道徳心	探究心	公共
4	感性	探究心	遵法
5	感性	創造性	公共

問2 次の文のうち、「学校教育法」の一部として下線部分が正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び認定こども園とする。
- B 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
- C 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その身体の成長を助長することを目的とする。

(組み合わせ)

	A	B	C
1	○	○	×
2	○	×	○
3	×	○	○
4	×	○	×
5	×	×	×

問3 次の文の著者として、正しいものを一つ選びなさい。

わたしたちは、わたしたちの意志と選択とは無関係に、わたしたちの先祖を通して、わたしたちの生命の一番奥の基礎となる運命が決っているのを知っている。わたしたちが自分で作る子孫を通して、わたしたちはある程度は自由な存在として、種族の運命を決めることができるのである。

人類がすべて、これを全く新しい見方で認識しはじめ、これを発展の信仰の光のなかに見て、20世紀は児童の世紀になるのである。これは二重の意味をもっている。一つは、大人が子どもの心を理解することであり、一つは、子どもの心の単純性が大人によって維持されることである。そうやって初めて、古い社会が新しくなる。

- 1 ルター (Luther, M.)
- 2 コメニウス (Comenius, J.A.)
- 3 デューイ (Dewey, J.)
- 4 エレン・ケイ (Key, E.)
- 5 ペスタロッチ (Pestalozzi, J.H.)

問4 次の記述にあてはまる人物として、正しいものを一つ選びなさい。

フランス革命時、公教育設置法案を提出した。同案は革命の動乱の中で成立することはなかったが、後世に大きな影響を与えた。それ以前に著した『公教育に関する五つの覚書』は、法案の基礎となっている。そこには、教育の自由が認められるべきであり、公教育は国民に対する社会の義務であると述べられ、学校制度のあり方や教育内容にも言及されている。

- 1 トマス・モア (More, T.)
- 2 ロック (Locke, J.)
- 3 コンドルセ (Condorcet, M.-J.-A.-N. C.)
- 4 オーエン (Owen, R.)
- 5 ピアジェ (Piaget, J.)

問5 次の文は、「幼稚園教育要領」及び「小学校学習指導要領」に関する記述である。
不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- 2 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、「総合的な学習の時間」を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。
- 3 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。
- 4 幼児と児童の交流においては、幼児と児童にとって意義のある交流活動をするために相互のねらいや方法などを踏まえ、継続的・計画的に取り組むことが大切である。
- 5 小学校への入学を念頭に、修了近い時期には、皆と一緒に教師の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくこと。

問6 次の【Ⅰ群】の人物と【Ⅱ群】の記述とを結びつけた場合の正しい組み合わせを一つ
選びなさい。

【Ⅰ群】

- A 緒方洪庵
- B 吉田松陰
- C 伊藤仁斎

【Ⅱ群】

- ア 萩で儒学・史学・兵学など広い分野から人間教育を行い、維新の志士を多く輩出した。
- イ 京都の堀川に古義堂を開き、教育の目的は道の実践にありとして、実行と個性尊重の教育を施した。
- ウ 医師を志して修業を行ったのち、大坂（大阪）に蘭学の適塾を開き、学級組織を工夫して多くの門人を輩出した。

(組み合わせ)

- | | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ア | イ | ウ |
| 2 | ア | ウ | イ |
| 3 | イ | ア | ウ |
| 4 | イ | ウ | ア |
| 5 | ウ | ア | イ |

問7 次の文は、「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」（平成25年8月 文部科学省）の一部である。（A）～（C）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

体罰は、（A）に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、（B）による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。（中略）

厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する（C）な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要があります。

（組み合わせ）

	A	B	C
1	学校教育法	話し合い	個別的
2	教育基本法	話し合い	組織的
3	学校教育法	力	組織的
4	教育基本法	力	組織的
5	学校教育法	力	個別的

問8 次の文は、形成的評価についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 形成的評価は学習過程における学習の達成状況を評価するものである。
- B 学習活動において、即時的な評価活動、たとえば発言・挙手などで学習者の理解度を把握することも形成的評価ととらえることができる。
- C ブルーナー（Bruner, J.S.）は、形成的評価を組み込んだ完全習得学習（マスタリー・ラーニング）という授業モデルを提唱した。

（組み合わせ）

	A	B	C
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	○	×	×
5	×	○	○

問9 次の文は、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日 閣議決定)に掲載された「生きる力」についての説明である。(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

生きる力：いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「(A)」、「(B)」、「(C)」から成る力

(組み合わせ)

	A	B	C
1	確かな学力	幅広い教養	健全な精神
2	確かな学力	豊かな心	健やかな体
3	確かな学力	魅力ある個性	健やかな体
4	幅広い教養	魅力ある個性	健全な精神
5	幅広い教養	豊かな心	魅力ある個性

問10 次の文は、「いじめ防止対策推進法」第1条の一部である。(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の(A)を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び(B)に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、(C)を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、(以下略)

(組み合わせ)

	A	B	C
1	教育を受ける権利	その後の生活	児童等の尊厳
2	生存権	人格の形成	安全な学校生活
3	教育を受ける権利	その後の生活	安全な学校生活
4	生存権	その後の生活	児童等の尊厳
5	教育を受ける権利	人格の形成	児童等の尊厳